

## 新学習指導要領の問題点と21世紀の教育課題

### 1. 06年教育基本法及び教育課程に関わる07年教育三法の問題点

#### 1) 06年教育基本法の問題点

##### ① 教育目標としての徳目の列挙と「国民命令規範」の危険性

- ・「公共の精神」（前文、第2条3）、「伝統」の強調（前文、第2条5）
- ・第2条（教育の目標）「我が国と郷土を愛する・・・態度」等の徳目・態度項目  
～「愛国心」より危険な「我が国と郷土を愛する態度」等
- ・第10条：家庭教育：「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」
- ・第6条（学校教育）：「必要な規律を重んずる」

##### ➡「権力制限拘束規範」から「国民命令規範」への転換

旧法第2条（教育の方針）：教育行政の方針・準則を規定（権力を制限拘束する規範）

新法第2条：子供が育むべき態度・徳目を規定（保護者・子どもに命令する規範）

##### ② 政治・行政による「不当な支配」の危険性（「教育の独立性・中立性」の危機）

旧法：「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」

新法第16条：「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、・・・、公正かつ適正に行われなければならない。」

➡法令の制定により、政治・行政による「不当な支配」（強制・処分）も可能になる。

##### ③ 市場原理主義的・新自由主義的改革と厳罰主義的改革の危険性

「能力」の強調：旧法第3条（教育の機会）→新法も同じ

- ・（教育の目標）第2条2、（義務教育）第5条にも挿入
- ・第6条：「必要な規律を重んずる」、第10条「保護者は、子の教育の第一義的責任を有する」

➡義務教育段階からの学校の格差化・差別化と厳罰主義的対応&自己決定・自己責任

#### 2) 教育課程に関わる07年学校教育法及び07年地方教育行政法の問題点

◆教育目標の拡張と文部科学大臣の教育統制権の拡大が孕む危険性

**学校教育法第21条**：現行法第18条に06年教基法第2条の諸目標を追加（合計10項目）

- ①社会的活動の促進→規範意識、公共の精神、社会発展に寄与する態度を養うこと
- ③我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと
- ⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと
- ⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと

**学校教育法第33条**：小学校の**教育課程**に関する事項は、・・・文部科学大臣が定める（旧法20条：**教科**）  
～現状追認的改定と見る意見もあるが、教育過程全般に拡大されたことの意味は重大

**地教行法第50条**（文部科学大臣の教委への指導・是正勧告）「児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられ・・・教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである」場合

～諸刃の剣：地方分権・現場裁量権の拡大に逆行 vs. 地方分権・校長裁量権の暴走抑止

## 2. 08年改訂学習指導要領の危険性・問題性

### 1) 学習内容面の危険性と公表後の修正・告示の問題性

#### ◆危険性と問題性

- ①国家主義的イデオロギー性～全教科における道徳的視点の強調
- ②「ゆとり教育」からの転換～学習時間増+α、理数・外国語重視、小学校低学年の学習内容の高度化
- ③2月15日の改定案公表・パブリックコメント後の実質的修正の手続き的問題性
- ④パブコメ後の実質的修正部分のイデオロギー性と修正要求源の問題性（政治家・教育再生会議？）

#### ◆危険性・問題性のある箇所具体例

##### 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針：

- 1 「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」（下線は今回の追加・変更。太い下線は、2/15公表の改定案を告示版で修正した箇所。以下同様）
- 2 「・・・道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏（い）敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を（継承し、発展させ→）尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、（進んで平和的な→）国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。・・・道徳教育を進めるに当たっては、・・・児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるように配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。」

総則 第3 授業時数等の取扱い：「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、（学期の内外を問わず→）夏期、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」

第2章「各教科」第2節「社会」第1「目標」：「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」（改訂前と同じ）

第5学年「1目標」：「（1）我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。」（現行の（2）を今回改訂で順序を入れ替え（1）にした。）

第6学年「1目標」：「（1）国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする。」（改訂前と同じ）

第2章「各教科」第6節「音楽」第3「指導計画の作成と内容の取扱い」1：「（3）国家「君が代」は、いずれの学年においても歌えるように指導すること。」（太い下線は公表後に修正・告示）

第2章「各教科」第9節「体育」第3「指導計画の作成と内容の取扱い」2：「（5）保険の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、・・・」（太い下線は公表後に修正・告示）

### 2) 学習指導・学力形成面の特徴と問題性

- ① 学習時間の増加：学力重視政策の具体化（表1参照）
- ② 理数・外国語の大幅増、総合的学習の大幅減：科学技術開発競争・グローバル経済競争への対応
- ③ 小学校低学年からの学習内容の増加→家庭教育の促進、習熟度別指導の拡大、家庭間格差の拡大？
- ④ 国際比較学力テスト（PISA、TIMSS）対応？→テスト学力重視→学校間競争・受験競争の促進？
- ⑤ 体育（保健体育）の増加と道徳的視点（内容・取扱い面、食育・しつけ・規律等を含む）の強調

表1 教科別の授業時間数

	小学校:現行→改訂	増減	中学校:現行→改訂	増減
国語	1377→1460	83時間、6.0%増	350→385	35時間、10.0%増
社会	345→365	20時間、5.8%増	295→350	55時間、18.6%増
算数	869→1011	142時間、16.3%増	315→385	70時間、22.2%増
理科	360→405	45時間、12.5%増	290→385	95時間、32.8%増
体育	540→597	57時間、10.6%増	270→315(保込み)	45時間、16.7%増
総合	430→280	150時間、34.9%減	210→335→190	
外国語	0→70	新設、5・6年	315→420	105時間、33.3%増
総時間	5367→5645	278時間、5.2%増	2940→3045	105時間、3.6%増
生活・家庭・音楽・図工・道徳・特別活動は変更なし			選択は減。音楽・美術・技家・道徳・特活は変更なし	

### 3 教育改革の動向と現代の学校の役割

#### 1) 教育改革の動向～四半世紀にわたる改革

- ・ 「ゆとり教育」改革（80年代～）・「学校スリム化改革」（92年～）
- ・ 「選択・競争・評価」による教育再編・教育統制の強化（90年代後半～市場的統制・評価主義）
- ・ 「学力重視（テスト学力重視）」政策への転換（02年～）
- ・ 「教化主義・厳罰主義」の拡大（教育基本法・少年法の改正）

➡教育理念の混乱(教育の市場原理主義的再編、学校の評価・査察・統制、特化的教育課題の増大)

#### 2) 「生きる力」の育成・・・学校教育が一貫して担ってきたもの

##### \*新しい要素

- ①変動社会のなかで＝リテラシー関連能力
- ②意味喪失時代のなかで＝関わり、繋がり、挑戦する（時間をかけ、参加し努力すること）

\*学力の基本は変わらない：基礎・基本（3Rs）と自由な知性（高等教育：専門的能力・倫理観）

\*「生きる力」＝f（能力・忍耐力、豊かな経験、希望・楽天性）

豊かな経験＝<豊かな努力、豊かな挫折、豊かな出会い>の経験

➡努力と賞賛のカルチャーの再構築＋「名誉の等価性 parity of esteem」～「個性の尊重育成」の基盤

参加・努力・挑戦→意味の発見、興味・関心・意欲・自尊心・自己効力感・積極性の形成

#### 3) 現代社会における学校の役割

- ① 生活の場～安全・安心、許容・信頼
- ② 学びの場～基礎・基本、活気・楽しい
- ③ アイデンティティ形成の場～誇りを持てる自分づくり、認め合い・学び合い・高め合う関係
- ④ 大らかな生活空間・学習空間と安定した豊かな時間のリズム

#### 4) 教育:「未完のプロジェクト」～教育政策・学校運営・教育実践の指針

- ①現在と未来への投資→お金も人手も時間もかけずに教育がよくなることはない
- ②ライフラインとしての義務教育→そのライフラインを寸断していくなら、日本の社会は歪んでいく
- ③安全でケアに満ちた空間と安定した豊かな時間のリズム→不安・ストレス・混乱は歪みをもたらす
- ④すべての子どもが尊厳的存在&有為な人材→子どもの夢と誇りを大切にしない教育は失敗する
- ⑤支え続けるのは教職員と地域の信頼・支援・協力

→教職員の夢と誇りを大切にしない社会の教育は失敗する

#### 【拙著参考文献】

藤田『子ども・学校・社会』東京大学出版会 1991；藤田『教育改革』岩波新書 1997；藤田『市民社会と教育：新時代の教育改革・私案』世織書房 2000；藤田『義務教育を問いなおす』ちくま新書 2005；藤田『教育改革のゆくえ』岩波ブックレット 2006；藤田編『誰のための「教育再生」か』岩波新書 2007